

IAEAにおける原子力損害賠償に関するウィーン条約改正議定書及び原子力損害に対する補完的補償に関する条約に係る外交会議の結果について

平成9年9月
原子力局

1. 概要

(1)開催日時：9月8日～12日（於：ウィーンIAEA本部）

(2)参加国等：70ヶ国及びオブザーバーとして4国際機関及び2NGO

(3)今次外交会議は、これまで17回にわたって開催されてきた常任委員会の議論を踏まえ、「ウィーン条約改正議定書」及び「原子力損害に対する補完的補償に関する条約（補完基金条約）」を採択することを目的と位置付けられており、全体会議における投票の結果、以下のとおり両条約が採択された。

改正議定書（賛成64、反対1（NZ）、棄権2（仏、サジアラビア））

補完基金条約（賛成66、反対1（NZ）、棄権2（仏、サジアラビア））

2. 外交会議での主要論点

今次外交会議においては、裁判管轄権及び発効要件等の未解決の論点を除いて、大幅な修正はなされなかった。

(1)裁判管轄権（ウィーン改正議定書、補完基金条約）

条約締約国の排他的経済水域において事故が発生した場合の裁判管轄権について、当該締約国に認めるとの意見（米、NZ、英等）と施設国に認めるとの意見（仏、英等）の対立があったが、裁判管轄権を締約国に認める例は油濁防止条約等にも例があることから当該締約国に認めることとなった。

(2)発効要件（補完基金条約）

条約の早期発効が重要であるとの観点から最低設備容量40万単位（MW）を発効要件とすべきとの意見（米等）と国際的な信頼性・有効性を高めるために基金額を充実するとの観点からより厳格な発効要件とすべきとの意見（仏、ベルギー等）の対立があったが、条約の早期発効を重視する主張が大勢を占め、最低設備容量40万単位（MW）が発効要件となった。

（米、ロシア、ウクライナ3国の参加で40万単位となる）

(3)署名開放（ウィーン改正議定書、補完基金条約）

署名開放期間を97年9月29日から発効の日までとする。

ウィーン条約改正議定書の概要

1. 目的

原子力事故により損害を被った被害者に対する適切かつ公平な賠償の確保。

2. 適用範囲

原子力損害の定義に従来からあった死亡又は身体障害、財産滅失又は毀損に加え、環境損害等を明記する。

3. 運営者の責任

(1) 賠償責任額の増額

現行の500万米ドルから3億SDR（約420億円）に増額。

*上記の確保が困難な国は、改正案発効から15年間については、1億SDR（約140億円）を下回らない額。

(2) 免責事由

武力紛争、敵対行為、内戦及び反乱。

(3) 除斥期間

- ・死亡及び身体障害を、30年
- ・その他の原子力損害を、10年

とする。

4. 裁判管轄

- ・原則として、その領域で原子力事故の発生した締約国の裁判所に専属。締約国の排他的経済水域で起こった原子力事故の裁判管轄権を当該締約国に認める。
- ・非締約国の領域又は、事故地を確定できない場合は、施設国の裁判所。

原子力損害に対する補完的補償に関する条約の概要

1. 目的

ウィーン条約若しくはパリ条約を実施する国内法又は本条約の付属書の規定に合致する国内法の下での原子力損害賠償体制を補完し、賠償額を拡大する。

具体的には、上記条約等で措置される国別損害賠償措置に加え、国境を越えて起こる原子力災害（越境損害）等の補償のために、原子力災害が発生した場合、各国の拠出により、3億SDRを目標に補完基金が準備される。

なお仮に日本が条約に加盟する場合、約39百万SDR（約55億円）の負担金が課されることが想定される。

* 1SDRは約140円

2. 賠償資金の構成

補完基金（3億SDRを目標）	
<p><締約国の原子力設備容量>×<300SDR>の総額</p> <p>原子力設備容量単位 ：・原子炉熱出力1MW当たり1単位</p> <p>→原子炉を有する締約国のみが負担</p>	<p>左の総額の10%</p> <p>締約国の上記の額の分担割合 ： $\frac{\text{締約国の国連分担金負担率}}{\text{全締約国の国連分担金負担率の合計}}$</p> <p>→全締約国が負担 〔ただし、原子炉を持たず、最小国連分担金負担率(0.01)しかない国は負担免除〕</p>
国別賠償措置額	
<p>〔・締約国が寄託機関に登録した3億SDR以上の額 又は ・段階的導入(Phasing-in)規定に従い、最長10年間、1億5千万SDR以上の締約国が寄託機関に登録した額〕</p>	

3. 賠償資金の分配

- ・補完基金のうち、50%は、国別補償措置額では賠償されなかった国内損害及び非締約国におけるものを除く越境損害に分配。
- ・残りの50%は、上記によっても補償されなかった非締約国におけるものを除く越境損害にのみ分配。

4. 条約発効要件

5ヶ国の加入及び原子力設備容量40万単位（米、露、ウラウケの加入で成立）。